するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百二十七条　次に掲げる規定の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一・二　（略）

三　法第三十一条の二第三項第二号（法第七十七条、第八十二条の二第二項、第九十二条第二項、第九十六条第二項、第百条第二項及び第百条の八第二項において準用する場合を含む。）

四・五　（略）

六　法第四十条第十一項第三号（法第七十七条、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）

七　法第五十条の四第四項第二号（法第六十二条第六項、第八十六条第二項、第九十六条第四項、第百条第四項並びに第百条の八第四項において準用する場合を含む。）

の他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第二百二十七条　次に掲げる規定の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一・二　（略）

三　法第三十一条の二第三項第二号

四・五　（略）

六　法第四十条第十一項第三号（法第七十七条、第八十六条第二項、第九十二条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）

七　法第五十条の四第四項第二号（法第六十二条第六項、第八十六条第二項及び第九十六条第四項、第百条第四項並びに第百条の八第四項において準用する場合を含む。）

八・九　（略）

十　法第八十四条の三第五項第三号

十一　法第八十六条の十第二項第三号

十二　法第百三十条第一項第十三号

2　（略）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第二百二十八条　次に掲げる規定の農林水産省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一・二　（略）

三　法第四十条第十項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）

四　法第五十条の四第三項（法第六十二条第六項、第八十六条第二項、第九十六条第四項、第百条第四項並びに第百条の八第四項において準用する場合を含む。）

五　（略）

八・九　（略）

（新設）

（新設）

十　法第百三十条第一項第十三号

2　（略）

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第二百二十八条　次に掲げる規定の農林水産省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一・二　（略）

三　法第四十条第十項（法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）

四　法第五十条の四第三項（法第六十二条第六項、第八十六条第二項及び第三項、第九十六条第四項、第百条第四項並びに第百条の八第四項において準用する場合を含む。）

五　（略）

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○国土交通省令第九号

車両制限令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第四十一号）の施行に伴い、並びに車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第四項第一号、第十四条第一項及び第二十条の規定に基づき、車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令

車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和三十六年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
（高速自動車国道又は道路管理者が指定した道路を通行する車両の総重量の最高限度） **第一条**　車両制限令（以下「令」という。）第三条第一項第二号イに規定する国土交通省令で定める高速自動車国道又は道路管理者が指定した道路を通行する車両の総重量の最高限度は、次の表に掲げる値とする。	
最遠軸距	総重量の最高限度
（略）	（略）
備考　最遠軸距とは、車両の最前軸と最後軸との軸間距離をいう。以下同じ。	

改正前	
（高速自動車国道又は道路管理者が指定した道路を通行する車両の総重量の最高限度） **第一条**　車両制限令（以下「令」という。）第三条第一項第二号イに規定する国土交通省令で定める高速自動車国道又は道路管理者が指定した道路を通行する車両の総重量の最高限度は、次の表に掲げる値とする。	
最遠軸距	総重量の最高限度
（略）	（略）
備考　最遠軸距とは、車両の最前軸と最後軸との軸間距離をいう。次条の表において同じ。	